

## 平成28年度インテリアプランナー及びアソシエイト・インテリアプランナー登録案内

平成28年1月25日  
公益財団法人 建築技術教育普及センター

## 1. インテリアプランナー（略称：IP）の登録、更新の登録、再登録

## (1) 登録申請書の受付、登録日、登録有効期間等

	受付締切日	登録日	登録有効期間
第1回	平成28年 4月 1日	平成28年 6月 1日	平成33年 9月30日
第2回	平成28年 8月31日	平成28年11月 1日	平成33年 9月30日
第3回	平成28年12月20日	平成29年 3月 1日	平成34年 9月30日

注1) 登録申請書の受付は、随時受け付ける。

注2) 登録証の交付時期は、登録日から概ね10日後とする。

注3) IP試験を合格した日から5年を経過して登録（遅延登録）を受けようとする者は、センターの実施する登録のための講習を修了しなければならない。

## (2) 更新の登録

## ① 「更新講習受講申込書」及び「更新の登録申請書」の受付

平成28年2月1日（月）～2月29日（月）

## ② 更新講習の実施

講義方式：平成28年5月中旬から6月上旬に、全国7都市で実施

自習方式：平成28年4月中旬に送付される更新講習テキストにより学習、小論文（修了考査）を平成28年5月31日（火）までに提出

## ③ 登録証の交付

講義方式：更新講習を修了した者に、原則として、講習会場において交付する。

自習方式：小論文（修了考査）を審査した後、平成28年8月下旬までに、修了又は未修了を通知し、修了者には登録証を交付する。

注) いずれも登録有効期間は、平成33年9月30日まで

## (3) 再登録

登録有効期間が満了し登録を抹消された者で再登録を希望するものは、上記（2）の平成28年の更新講習（再登録）申請を行い、更新講習（再登録講習）を修了し、欠格事由に該当しなければ登録証を交付する（登録有効期間は、平成33年9月30日まで）。

## 2. アソシエイト・インテリアプランナー（通称：准インテリアプランナー、略称：AIP）の登録、更新の登録

## (1) 登録申請書の受付、登録日、登録有効期間等

	受付締切日	登録日	登録有効期間
第1回	平成28年 9月30日	平成28年11月 1日	平成33年 9月30日
第2回	平成29年 1月31日	平成29年 3月 1日	平成34年 9月30日

注1) 登録証の交付時期は、登録日から概ね10日後とする。

注2) 更新の登録は平成33年度から実施する。なお、AIPには遅延登録及び再登録制度は設けない。

## 3. その他

① 学科試験の合格者及び設計製図試験の合格者には登録の案内書を配布する。

② IP登録者のうち対象者には更新講習・更新の登録の案内書を平成28年1月下旬に配布する。

③ 登録の有効期間の満了により登録を抹消したときは、当該登録を抹消した者に再登録の案内書を配布する。